特定非営利活動法人つるぎ峠のふもとで陶芸を楽しむ会定款

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人つるぎ峠のふもとで陶芸を楽しむ会という。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を三重県度会郡南伊勢町に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、地域住民及び観光客に対して、陶芸教室の運営やワークショップ、芸術文化活動の普及に関する事業を行い、年齢性別に関係なく、ものづくりを通じた生きがいづくり、文化の振興、コミュニケーションの場づくりに寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1)　学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
(2)　まちづくりの推進を図る活動
(3)　子どもの健全育成を図る活動
(4)　観光の振興を図る活動
(5)　保健、医療又は福祉の増進を図る活動
(6)　国際協力の活動
(7)　経済活動の活性化を図る活動
(8)　前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

(1)　宝物教室事業
(2)　南勢陶芸サークル事業
(3)　南島陶芸サークル事業
(4)　小中学校出張陶芸教室事業
(5)　地域の物産市(サンサンサンデー)での陶芸ワークショップ事業
(6)　陶芸体験事業

(7)　子どもの陶芸教室事業
(8)　大人の陶芸教室事業
(9)　陶芸陶器市等の企画誘致及び運営事業
(10)　障害者の自立支援作業所等への指導協力事業
(11)　観光客(国内外)の受け入れ事業

第３章　会員

(種別)

第６条　この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。
(1)　正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
(2)　賛助会員　この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体

(入会)

第７条　会員の入会については、特に条件を定めない。
２　会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
３　理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第８条　会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第９条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
(1)　退会届の提出をしたとき。
(2)　本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(退会)

第 10 条　会員は、退会の意思を表明し、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条　会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
(1)　この定款等に違反したとき。

(2)　この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第４章　役員及び職員

（種別及び定数）

第12条　この法人に、次の役員を置く。

(1)　理事　　３人

(2)　監事　　１人

２　理事のうち、１人を理事長、１人を副理事長とする。

（選任等）

第13条　理事及び監事は、総会において選任する。

２　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

４　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職務）

第14条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

２　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

３　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

４　監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)　理事の業務執行の状況を監査すること。

(2)　この法人の財産の状況を監査すること。

(3)　前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4)　前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5)　理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）

第15条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
4　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）
第16条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）
第17条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
(1)　職務の遂行に堪えないと認められるとき。
(2)　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）
第18条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。
2　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（職員）
第19条　この法人に、事務局長その他の職員を置く。
2　職員は、理事長が任免する。

第５章　総会

（種別）
第20条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（構成）
第21条　総会は、正会員をもって構成する。

（権能）
第22条　総会は、以下の事項について議決する。
(1)　定款の変更
(2)　解散
(3)　合併
(4)　事業計画及び活動予算並びにその変更

(5)　事業報告及び活動決算
(6)　役員の選任又は解任、職務及び報酬
(7)　会費の額
(8)　借入金（その事業年度内の利益をもって償還する短期借入金を除く。第４８条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
(9)　事務局の組織及び運営
(10)　その他運営に関する重要事項

（開催）
第23条　通常総会は、毎事業年度１回開催する。
２　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1)　理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
(2)　正会員総数の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。
(3)　第１４条第４項第４号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）
第24条　総会は、前条第２項第３号の場合を除き、理事長が招集する。
２　理事長は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に臨時総会を招集しなければならない。
３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の５日前までに通知しなければならない。

（議長）
第25条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）
第26条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）
第27条　総会における議決事項は、第２４条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
３　理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）

第28条　各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3　前項の規定により表決した正会員は、第２６条、前条第２項、次条第１項第２号及び第４９条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第29条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　日時及び場所

(2)　正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3)　審議事項

(4)　議事の経過の概要及び議決の結果

(5)　議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3　前２項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2)　前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3)　総会の決議があったものとみなされた日

(4)　議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第６章　理事会

（構成）

第30条　理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第31条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1)　総会に付議すべき事項

(2)　総会の議決した事項の執行に関する事項

(3)　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第32条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)　理事長が必要と認めたとき。

(2)　理事総数の３分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3)　第１４条第４項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第33条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長は、前条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から２０日以内に理事会を招集しなければならない。

３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の５日前までに通知しなければならない。

（議長）

第34条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（議決）

第35条　理事会における議決事項は、第３３条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第36条　各理事の表決権は、平等なるものとする。

２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

３　前項の規定により表決した理事は、前条第２項及び次条第１項第２号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

４　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第37条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　日時及び場所

(2)　理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）

(3)　審議事項

(4)　議事の経過の概要及び議決の結果
(5)　議事録署名人の選任に関する事項
2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第７章　資産及び会計

（資産の構成）
第38条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
(1)　設立の時の財産目録に記載された資産
(2)　会費
(3)　寄附金品
(4)　財産から生じる収益
(5)　事業に伴う収益
(6)　その他の収益

（資産の区分）
第39条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

（資産の管理）
第40条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）
第41条　この法人の会計は、法第２７条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）
第42条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

（事業計画及び予算）
第43条　この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）
第44条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
2　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予算の追加及び更正）
第45条　予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）
第46条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
2　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）
第47条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（臨機の措置）
第48条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第８章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）
第49条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、法第２５条第３項に規定する事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）
第50条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。
(1)　総会の決議
(2)　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
(3)　正会員の欠亡
(4)　合併
(5)　破産手続開始の決定
(6)　所轄庁による設立の認証の取り消し
2　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。
3　第１項第２号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）
第51条　この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、

法第１１条第３項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

（合併）

第52条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第９章　公告の方法

（公告の方法）

第53条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第２８条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第１０章　雑則

（細則）

第54条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附　則

１　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

２　この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長　　林　文雄
副理事長　山本　美恵子
理事　　西井　悦子
監事　　中西　万喜子

３　この法人の設立当初の役員の任期は、第１５条第１項の規定にかかわらず、成立の日から令和１０年３月３１日までとする。

４　この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第４３条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

５　この法人の設立当初の事業年度は、第４７条の規定にかかわらず、成立の日から令和９年３月３１日までとする。

６　この法人の設立当初の会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)　正会員会費　　０円
(2)　賛助会員会費　　０円

役員名簿

特定非営利活動法人つるぎ峠のふもとで陶芸を楽しむ会

役　名	(フリガナ) 氏　名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	ハヤシ　フミオ 林　文雄	個人情報のため隠しています。提出する書類には、住所の記載が必要です。	無
副理事長	ヤマモト　ミエコ 山本　美恵子		無
理事	ニシイ　エツコ 西井　悦子		無
監事	ナカニシ　マキコ 中西　万喜子		無

設 立 趣 旨 書

１　趣　旨

当工房「つるぎ会」は、平成元年の開設以来、住民の皆様に開かれた陶芸教室として活動をしてまいりました。これまで37年間の長きにわたり、子どもから高齢者まで多くの地域住民が土に触れ、ものづくりの喜びを分かち合う場として、生涯学習の振興と地域コミュニティの形成に大きく寄与してまいりました。

現在は、定期的な陶芸教室を月に５回(月２回開催の教室を２教室、月１回開催の教室を１教室)開講しているほか、町内や隣接する市の小中学校への出張陶芸教室や単発で家族向けの陶芸体験を実施し多様なニーズに応える体制を整えております。

しかしながら近年の社会情勢の変化や、多様化する住民ニーズに対応し、より柔軟かつ効果的な施設運営が求められています。当工房が町の「指定管理施設」の認定を受け、より自立的かつ効率的な管理体制へと移行するためには、法的責任を有し、社会的な信用を担保できる法人格の取得が不可欠となりました。

法人化を機にこれまでの実績を基盤としつつさらなる事業の拡大を目指します。具体的には、手軽に参加できる町内の特産品を販売する物産市での「陶芸ワークショップ」、子どもたちの健全育成と居場所づくりを目的とした「朝の子ども陶芸教室」、日中忙しい就労世代がデジタルデトックスでリフレッシュできる「大人の陶芸教室」を新たに計画しております。

さらに、町の魅力を発信する拠点として「観光客向けの体験受け入れ」。障害者の自立支援作業所等への「陶芸作業の指導」、福祉施設へのレクリエーションにも注力し、関係人口の創出や地域経済の活性化、福祉の支援にも貢献していく所存です。

伝統的なものづくり文化による、多世代、地域内外の多様な人々が交流する活気あるまちづくりを推進するため、「特定非営利活動法人つるぎ峠のふもとで陶芸を楽しむ会」を設立いたします。

２　申請に至るまでの経過

平成元年

町所有の工房にて陶芸教室を開設。

地域住民への指導及びコミュニティ活動を開始。

平成元年から令和８年まで

月２回の定期教室(２教室)、月１回の定期教室(１教室)を継続的に開催。多世代にわたる住民の生涯学習の場として定着。

平成１３年から令和６年まで　２３回

志摩市南伊勢町陶芸交流展を開催。広く芸術文化の振興。

平成１３年度から令和５年度まで　１３年間
南伊勢町地域貢献促進事業の公募に応募し、住民に密着した陶芸教室として活動。

令和８年６月
工房の指定管理施設認定を目指し、新たな運営体制への移行について町や会員との協議検討を開始。

令和８年７月
NPO法人設立準備委員会を発足。

令和８年　１１月　１日
設立総会を開催。定款、事業計画、役員等について審議可決。特定非営利活動法人としての設立認証申請に至る。

令和８年　１１月　/　日

特定非営利活動法人つるぎ峠のふもとで陶芸を楽しむ会
設立代表者　氏名　山本　美恵子

令和８年度事業計画書

（　法人成立の日　～　令和９年３月３１日）

特定非営利活動法人　つるぎ峠のふもとで陶芸を楽しむ会

１　事業実施の方針

当法人は、平成元年以来培ってきた地域住民との絆とものづくり文化を基盤とし、持続可能で開かれた工房運営を行う。定期教室や体験事業の安定継続を図るとともに、多世代交流と地域活性化に貢献する。

２　事業の実施に関する事項

(1)　特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数
宝物教室事業	地域住民への陶芸教室	第2,4火曜日 13:30～16:00	アトリエホープ	１人	会員12人
南勢陶芸サークル事業	地域住民への陶芸教室	第2,4日曜日 13:00～16:00	アトリエホープ	１人	会員14人
南島陶芸サークル事業	地域住民への陶芸教室	第3月曜日 13:00～15:00	ふれあいセンター南島	１人	会員10人
小中学校 出張陶芸教室事業	学校への出張陶芸教室	各学校の希望日	各学校	３人	各学校の児童、生徒
陶芸体験事業	希望者への陶芸体験	希望日	アトリエホープ	１人	希望者

令和９年度事業計画書

（　令和９年４月１日　～　令和１０年３月３１日）

特定非営利活動法人　つるぎ峠のふもとで陶芸を楽しむ会

１　事業実施の方針

定期教室や体験事業の継続と、新たに地域の物産市でのワークショップ、「朝の子どもの陶芸教室」「夜の大人の陶芸教室」を新設し、住民の多様なライフスタイルに応える。さらに、町の魅力を発信する拠点として観光客向けの陶芸体験を積極的に受け入れ、地域外からの関係人口創出と地域経済の活性化に貢献する。

２　事業の実施に関する事項

(1)　特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数
宝物教室事業	地域住民への陶芸教室	第2,4火曜日 13:30～16:00	アトリエホープ	１人	会員12人
南勢陶芸サークル事業	地域住民への陶芸教室	第2,4日曜日 13:00～16:00	アトリエホープ	１人	会員14人
南島陶芸サークル事業	地域住民への陶芸教室	第3月曜日 13:00～15:00	ふれあいセンター南島	１人	会員10人
小中学校出張陶芸教室事業	学校への出張陶芸教室	各学校の希望日	各学校	３人	各学校の児童、生徒
陶芸体験事業	希望者への陶芸体験	希望日	アトリエホープ	１人	希望者
地域の物産市(サンサンサンデー)での陶芸ワークショップ事業	物産市での地域住民や観光客へのワークショップ	第3日曜日 9:00～14:00	町民文化会館駐車場	１人	地域住民 観光客
子どもの陶芸教室事業	地域の子ども向け陶芸教室	不定期	アトリエホープ	１人	希望者
大人の陶芸教室事業	地域の大人向け陶芸教室	不定期	アトリエホープ	１人	希望者

令和８年度　活動予算書

法人設立の日から令和９年３月３１日まで
特定非営利活動法人　つるぎ峠のふもとで陶芸を楽しむ会
（単位：円）

科目	金額（円）		
Ⅰ　経常収益			
１．受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0		
２．受取寄附金			
受取寄附金			
３．受取助成金等	9,000		
受取民間助成金			
４．事業収益			
宝物教室事業収益	61,000		
南勢陶芸サークル事業収益	43,000		
南島陶芸サークル事業収益	25,000		
体験事業収益	21,000		
５．その他収益			
受取利息			
雑収益	5,000		
経常収益計			164,000
Ⅱ　経常費用			
１．事業費			
（１）人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
福利厚生費			
人件費計	0		
（２）その他経費			
材料購入費	50,000		
燃料費	43,000		
会議費			
旅費交通費			
消耗品費	3,000		
賃借料			
研修費	5,000		
通信費			
印刷費			

保険料			
講師謝金	63,000		
雑費			
その他経費計	164,000		
事業費計		164,000	
2．管理費			
（1）人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
福利厚生費			
人件費計	0		
（2）その他経費			
会議費			
旅費交通費			
消耗品費			
賃借料			
通信費			
印刷費			
保険料			
雑費			
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			164.000
当期経常増減額			0
Ⅲ 経常外収益			
1．・・・・・・・・・			
・・・・・・・・・			
経常外収益計			
Ⅳ 経常外費用			
1．・・・・・・・・・			
・・・・・・・・・			
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			0
設立時正味財産額			260,878
次期繰越正味財産額			260,878

令和９年度　活動予算書

令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで

特定非営利活動法人　つるぎ峠のふもとで陶芸を楽しむ会

（単位：円）

科目	金額（円）		
Ⅰ　経常収益			
１．受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0		
２．受取寄附金			
受取寄附金			
３．受取助成金等			
受取民間助成金			
４．事業収益			
宝物教室事業収益	238,000		
南勢陶芸サークル事業収益	174,000		
南島陶芸サークル事業収益	120,000		
体験事業収益	80,000		
ワークショップ事業収益	120,000		
５．その他収益			
受取利息			
雑収益	20,000		
経常収益計			752,000
Ⅱ　経常費用			
１．事業費			
（１）人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
福利厚生費			
人件費計	0		
（２）その他経費			
材料購入費	200,000		
燃料費	172,000		
会議費			
旅費交通費			
消耗品費	1,000		
賃借料	5,000		
研修費			
通信費			

印刷費			
保険料			
講師謝金	374,000		
雑費			
その他経費計	752,000		
事業費計		752,000	
２．管理費			
（１）人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
福利厚生費			
人件費計	0		
（２）その他経費			
会議費			
旅費交通費			
消耗品費			
賃借料			
通信費			
印刷費			
保険料			
雑費			
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			752,000
当期経常増減額			0
Ⅲ　経常外収益			
１．・・・・・・・・			
・・・・・・・・			
経常外収益計			
Ⅳ　経常外費用			
１．・・・・・・・・			
・・・・・・・・			
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			0
前期繰越正味財産額			260,878
次期繰越正味財産額			260,878

※指定管理施設の認定後は大きく変化する見込み。